

延岡市グリーン購入指針

第 3 版

平成21年7月

別記	1
1. 定義	1
2. 紙類	1
3. 文具類	2
4. 機器類	4
5. O A 機器	5
5-1 コピー機等	5
5-2 プリンタ等	5
5-3 ファクシミリ	6
5-4 スキャナ	7
5-5 磁気ディスク装置	7
5-6 ディスプレイ	8
5-7 シュレッダー	8
6. 家電製品	9
6-1 電気冷蔵庫等	9
7. エアコンディショナー	10
8. 照明	11
8-1 蛍光灯照明器具	11
8-2 蛍光管	11
9. 自動車	12
10. 制服・作業服	12
11. 役務	12
11-1 自動車整備	12

別 表 延岡市グリーン購入指針対象品目および判断の基準一覧表

別 添 公用車（低公害車）導入基準

延岡市グリーン購入指針の策定について

今日、人口の増大や経済活動が拡大する中、地球温暖化等をはじめ、様々な環境問題が顕在化してきており、その多くは大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムに起因しております。

その解決のためには、事業活動や、市民のライフスタイルを環境への負荷の少ないものに転換し、循環型社会の構築を図っていく必要があります。

このような中、本市では、平成13年3月に環境保全に関する取り組みを総合的、計画的に実施していくために「延岡市環境基本計画」を策定し、その中で、市自らが行う温室効果ガスの削減の取り組みとして平成14年3月に「延岡市環境保全率先実行計画」（「延岡市地球温暖化対策実行計画」を含む）を策定しました。さらに、平成16年3月にはこれらの環境保全に関する取り組みをより実効性のあるものにするため、環境に関する国際標準規格である「ISO14001」の認証を取得したところです。

また、平成12年には「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）が制定され、国、独立行政法人、地方公共団体による環境物品等の調達の推進が義務付けられました。

以上のことから、本市においても、延岡市環境保全率先実行計画およびグリーン購入法に基づき、「延岡市グリーン購入指針」を定め、市自らが率先して環境への負荷の少ない原材料、部品および役務等の調達（以下「グリーン購入」という）を推進していくことにより、地球温暖化の防止や、循環型社会の構築に寄与していきます。

別 記

1. 定 義

この別記における定義は、下記のとおりとする。

なお、各物品の調達率について ISO14001 で目標を設定し、管理する。

「判断の基準」	： 本基準を満たすものが延岡市の特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる
「配慮事項」	： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項
「総合評価値」	： 各製紙会社の環境配慮への技術及び消費者が求める品質に応じて、古紙を加え、間伐材等の環境に配慮された原料についても利用可能とし、環境配慮の指標である「白色度」及び「坪量（紙の単位当たりの重量）」を加えた評価方式 ※総合評価値＝古紙配合率＋間伐材・森林認証材＋環境に配慮された原料＋白色度＋坪量≥80
「再生プラスチック」	： 製品として使用され、廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生利用したもの（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 国の定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「グリーン購入指針」という。）」の総合評価値が80以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ○総合評価値は、コピー用紙の外箱の表示又はメーカーからの総合評価値に係る証明書により確認すること。
フォーム用紙	【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた 【判断の基準】 を満たすこと。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

【印刷用紙】（模造紙）

印刷用紙 （カラー用紙を除く）	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた【判断の基準】を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
印刷用紙（カラー用紙）	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた【判断の基準】を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【衛生用紙】

トイレット ペーパー	<p>【判断の基準】 ○古紙配合率100%であること。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	---

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた【判断の基準】を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所の上に上記の判断の基準を適用する。文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。</p>
シャープペンシル	<p>【配慮事項】 ○残芯が少ないこと。</p>
シャープペンシル 替芯	<p>〔容器に適用〕</p>
ボールペン	<p>【配慮事項】 ○芯が交換できること。</p>
マーカー	<p>【配慮事項】 ○消耗品が交換又は補充できること。</p>
鉛筆	

スタンプ台	【配慮事項】
朱肉	○インク又は液が補充できること。
定規	
消しゴム	〔巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ホッチキス	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ガチャック	【配慮事項】 ○再生材料100%であること。
事務用修正具（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙配合率40%以上であること。 【配慮事項】 ○水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
粘着テープ（布粘着）	【判断の基準】 ●テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙配合率40%以上であること。
製本テープ	〔テープ基材に適用〕
はさみ	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット	
2穴パンチ（手動）	
紙めくりクリーム	○容器が再生材料100%であること。
カッターナイフ	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
のり（液状） （補充用を含む。）	○容器が再生材料であり、内容物が補充できること。
のり（スティックのり）	〔容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
つづりひも	

事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙配合率40%以上であること。
ノート	【判断の基準】 ●表紙及び中紙が古紙配合率80%以上であること。古紙配合率70%以上であること。
タックインデックス	○古紙配合率100%であること。
付箋紙	
黒板拭き	
ホワイトボード用 イレーザー	

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホッチキス」には、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。

4. 機器類

オフィス家具 （いす・机・棚等）	【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた【判断の基準】を満たすこと。 【配慮事項】 ①リサイクルが可能で分別が容易な設計であること。 ②再生材料が多く使用されていること。 ③一般ユーザーが自ら部品交換できる設計がなされていること。 ④製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
---------------------	---

5. O A機器

5-1 コピー機等

品目及び判断の基準等

<p>コピー機 複合機</p>	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた<共通事項>および<個別事項>を満足すること。)</p>
<p>拡張性のある デジタルコピー機</p>	<p>【配慮事項】 ①カートリッジ方式の場合、使用済カートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ④分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考 1 国のグリーン購入指針に定められた「コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準」の表において「◆」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。

2 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。

5-2 プリンタ等

品目及び判断の基準等

<p>プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機</p>	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた下記それぞれの機器ごとの「印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準」を満たし、かつ、古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。 ①プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし②から④までを除く。） ②カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）。 ③A3サイズ用の紙に対応するインパクト式プリンタ。 ④大判プリンタ。</p>
-------------------------------------	--

	<p>【配慮事項】</p> <p>①使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	---

- 備考) 1 「大判プリンタ」とは、A 2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。
- 2 【判断の基準】①～④において 2000 年 10 月 31 日までに出荷を開始した製品については、別途定められた「印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準」を満たすこと。

5-3 ファクシミリ 品目及び判断の基準等

<p>ファクシミリ</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>国のグリーン購入指針に定められた「ファクシミリに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準」を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------	---

5-4 スキャナ

品目及び判断の基準等

スキャナ	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた「スキャナに係る移行時間等の基準」を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。②分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	--

5-5 磁気ディスク装置

品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた「磁気ディスク装置に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式」を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、それ以外の部分については適正処理されるシステムがあること。②分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

- ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ②ディスクの直径が40mm以下のもの
- ③最大データ転送速度が1秒につき3,200メガバイトを越えるもの

5-6 ディスプレイ

品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた「ディスプレイに係る低電力モード消費電力等の基準」を満たし、かつ、動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることを。</p> <p>【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、電子計算機の表示装置として使用する標準的なものとする。

5-7 シュレッダー

品目及び判断の基準等

シュレッダー	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた「シュレッダーに係るその裁断モーターの出力等の区分ごとの待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）の基準」を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

- ①裁断モーターの出力が500W以上のもの
- ②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

2 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときの消費電力をいう。

- 3 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 4 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

6. 家電製品

6-1 電気冷蔵庫等

品目及び判断の基準等

<p>電気冷蔵庫</p> <p>電気冷凍庫</p> <p>電気冷凍冷蔵庫</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>国のグリーン購入指針に定められた「電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量算定式」の区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。かつ、冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの
- ④電気冷凍庫のうち横置き型のもの

7. エアコンディショナー

品目及び判断の基準等

<p>エアコンディショナー</p>	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた下記に掲げるエアコンディショナーであること。</p> <p>①冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、国のグリーン購入指針に定められた「冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率の基準」に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>②冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、国のグリーン購入指針に定められた「冷房の用にのみ供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率の基準」に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>③冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が 28kW を超えるもの
- ②水冷式のもの
- ③圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ④電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑤機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- ⑥専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑦スポットエアコンディショナー
- ⑧車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑨室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
- ⑩冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- ⑪高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

8. 照明

8-1 蛍光灯照明器具

品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①Hfインバータ方式器具であること。 ②国のグリーン購入指針に定められた「蛍光灯照明器具に係るその区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準」を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
- ②耐熱型のもの
- ③防じん構造のもの
- ④耐食型のもの
- ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑥40形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

2 高効率白色LEDを用いた照明器具等のエネルギー消費効率を相当程度向上し得る照明器具について、今後、技術開発や市場化の動向を踏まえつつ、品目及び判断の基準等への追加等の検討を行うものとする。

8-2 蛍光管

品目及び判断の基準等

蛍光管 (直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ)	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形(Hf)であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で80lm/W以上であること。 イ. 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 ウ. 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 エ. 定格寿命は10,000時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ○演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。</p>
-----------------------------	---

9. 自動車

品目及び判断の基準等

自動車	<p>【判断の基準】 管財課の定めた「公用車（低公害車）の導入基準」によること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③再生材が可能な限り多く使用されていること。</p>
-----	--

10. 制服・作業服

品目及び判断の基準等

制服	<p>【判断の基準】 国のグリーン購入指針に定められた【判断の基準】を満たすこと。</p>
作業服	<p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。</p> <p>③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。
- 2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑や廃品等を綿状に分解し再生したものをいう。

11. 役務

11-1 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	<p>【判断の基準】 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）を使用していること。ただし、安全性が特に必要と認められる場合は除く。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項における「自動車整備」は、定期点検整備のほか、故障、事故等により自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）に限る。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（但し、二輪車は除く。）をいう。
- 3 自動車リサイクル部品は、部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、調達目標の設定及び自動車整備の発注においては、これらの状況に配慮し、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとする。

別表

延岡市グリーン購入対象品目および判断の基準一覧表

対象品目		判断の基準
1. 紙類	情報用紙（コピー用紙）	国のグリーン購入指針の総合評価値が80以上であること。
	情報用紙（フォーム用紙）	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	印刷用紙（模造紙）	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	衛生用紙（トイレトペーパー）	古紙配合率100%であること。
2. 文具類		国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
3. 機器類（オフィス家具）	いす・机・棚等	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
4. OA機器等	4-1 コピー機等	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	4-2 プリンタ等	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	4-3 ファクシミリ	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	4-4 スキャナ	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	4-5 磁気ディスク装置	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	4-6 ディスプレイ	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	4-7 シュレッダー	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
5. 家電製品	5-1 電気冷蔵庫等	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
6. エアコンディショナー		国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
7. 照明	7-1 蛍光灯照明器具	国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
	7-2 蛍光管	①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で80lm/W以上であること。 イ. 管径は32.5（±1.5）mm以下であること。 ウ. 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 エ. 定格寿命は10,000時間以上であること。
8. 自動車		管財課の定めた「公用車（低公害車）の導入基準」を満足するものであること。
9. 制服・作業服		国の定めたグリーン購入指針適合品であること。
10. 役務	10-1 自動車整備	自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）を使用していること。ただし、安全性が特に必要と認められる場合は除く。

公用車（低公害車）導入基準

導入方針

延岡市における公用車に導入する「低公害車」は、より環境性能の高い（１）に掲げる自動車を購入する。

（１）自動車の種類

- ①電気自動車
- ②ハイブリッド自動車
- ③燃料電池自動車
- ④低燃費かつ低排出ガス認定車（導入基準については、下記のとおりとする）

導入基準

- ※ 低燃費かつ低排出ガス認定車については、平成２２年度燃費基準＋５％達成車及び平成１７年排出ガス基準７５％以上低減された認定車を導入するものとする。
ただし利用車種に適合する車種がない場合は、燃費基準又は排出ガス性能のレベルを１段階下げた低排出ガス車を選定する。

備 考

上記自動車の中で、大型車、特殊車、救急車及び消防車等の緊急用車両、二輪車等は、導入基準より対象外とする。